

第9期介護保険事業計画

地域密着型サービス事業者 「看護小規模多機能型居宅介護事業所」 公募要項

大月市市民生活部福祉介護課
介護保険担当

1 事業の趣旨

大月市では、介護保険事業計画に基づき、介護保険施設や居宅サービス事業所等の整備を進めています。

制度改正により、認知症高齢者や要介護度の高い独居高齢者等ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるようにする趣旨から、平成18年4月から新たなサービス体系として市の指定による、『地域密着型サービス』が創設されました。『地域密着型サービス』は、市が事業者の指定及び指導・監督を行います。

第9期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの着実な基盤整備を進めるとともに、サービス内容に関する適切な運営を確保するため『地域密着型サービス』の事業者を募集し、決定するものとします。

2 募集する『地域密着型サービス』事業及び募集数

地域密着型サービスの種類	募集数	開設年度
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1箇所	令和8年度

※ 開設年度については、介護保険事業計画で定められた令和8年度開設となりますが、やむを得ない場合はご相談ください。

3 応募要件

- (1) 原則として、応募時において、事業者が法人格を有しているもの。
- (2) 介護保険法第78条の2第4項及び第6項第1号から第3号に該当しないもの。
- (3) 事業者並びに代表者について、法人税、所得税、消費税又は地方消費税及び所在地市町村等が課税する市町村民税等を滞納していないもの。代表者については、本市あるいは所在地市町村に対する介護保険料を滞納していないもの。
- (4) 事業者並びに代表者または関係者が、暴力団、暴力団関係企業（反社会的勢力）もしくはこれらに準ずるものまたは構成員でないこと。

4 介護報酬・指定基準

地域密着型サービスの「介護報酬」は、厚生労働大臣が定める単位及び「大月市指定地域密着型サービス事業の人員・設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準とします。

5 『地域密着型サービス』事業候補者の選定方法等

(1) 事業候補者の選定方法

- ① 事業候補者の選定は、選定委員による審査に基づき、大月市介護保険地域密着型サービス運営委員会へ協議し、決定します。
- ② 審査方法は、書類審査とします。内容は提出書類による実施事業の確認や指

定基準を満たしているか、事業に対する考え方、運営体制等項目別に点数化し審査します。また、必要に応じてプレゼンテーション及びヒアリングを行う場合があります。（日時を設定し連絡します。）

- ③ 審査結果に対する異議は受け付けません。
- ④ 事業候補者の公募がない場合及び事業候補者が決定しなかった場合は、再度募集を行う場合があります。
- ⑤ 審査の結果、事業候補者なしとする場合があります。

（２）審査項目

- ① 運営理念（重点項目）
 - ・ 今回の事業者公募に応募した理由
 - ・ 利用者が住み慣れた地域での生活を送ることができるような環境づくり及び質の高いサービスの提供について
 - ・ 自己評価及び外部評価に対する取り組み姿勢
 - ・ 個人情報の取り扱いについて
 - ・ 個人の尊厳に配慮した取り組み
- ② 自立支援策（重点項目）
 - ・ 自立支援のための具体的な手法
 - ・ 認知症の症状緩和のための具体的な手法
 - ・ 利用者同士のコミュニケーションに向けた具体策
 - ・ スタッフのかかわり会議を行う計画
 - ・ 一人一人に合った計画作成
- ③ 地域との連携（重点項目）
 - ・ 地域に開かれた施設を目指した工夫
 - ・ 開設に当たって地域住民の理解を得るための方策
 - ・ 地域住民からの要望についての適切な対応
 - ・ 地域住民との交流について
 - ・ 地域住民とのコミュニケーションの場の設定に対する考え方
- ④ 安定的な運営（重点項目）
 - ・ 資金計画について
 - ・ 安定的な長期運営体制について（業務継続計画策定についての考え方）
 - ・ 緊急時に対応するための周辺医療機関との連携体制についての考え方
 - ・ 他の介護サービス事業者との連携体制についての考え方
 - ・ 行政機関との関係についての考え方
- ⑤ 衛生管理・苦情処理・事故防止体制の構築
 - ・ 定期的な健康チェックを行う考え方
 - ・ 感染症に対しての対策
 - ・ 事故防止・安全対策についてのマニュアル作成についての考え方
 - ・ 防災計画及び防災訓練の実施について
 - ・ 苦情処理体制について
- ⑥ 職員体制
 - ・ 施設管理者としてふさわしい人材配置
 - ・ 職員の採用計画
 - ・ 人材配置、勤務体制について
 - ・ 職員の研修計画
 - ・ 質の高いサービス提供を行うための職員教育

- ⑦ 施設整備面での配慮
 - ・利用するにあたり、構造上の不都合な部分の有無
 - ・プライバシーに配慮した設備か
 - ・共同生活がしやすい工夫
 - ・安全性及び環境への配慮
 - ・設置場所について（利便性の考慮・土砂災害特別警戒区域でないこと）
- ⑧ その他
 - ・国又は市が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を満たすこと
 - ・事業の実現性
 - ・具体的な事業内容であること
 - ・土地の確保等が確実であること（確約書等の取得）
 - ・地元への説明を行い、理解が得られていること（区長等地元自治会より承諾書）

以上の結果を総合的に評価します。

6 指定に関して

事業候補者の選定は、指定が確定されたものではありません。指定基準・運営基準等に該当しない場合は、指定を行わないことがあります。

7 募集手続

（１）応募申請書等の提出

応募する事業者の方は、下記の書類を提出してください。期日を経過したものや必要書類が整っていないものは、要件を満たしていないため受け付けることはできません。

提出書類は、各 7 部（正本 1 部：副本 6 部）とします。

提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしませんのでご了承ください。

① 申請書類

- ・申請にあたっては、「別表第 1 応募申請書に関する添付書類一覧」に記載する書類を提出してください。
- ・市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。
- ・応募に要する費用は、事業者の負担となります。
- ・書類の綴じ方は、目次の次に「別表第 1 応募申請書に関する添付書類一覧」に記載する順に綴じてください。
- ・提出書類の体裁は、ページ下中央に番号及び右側にインデックスをつけ、バインダー等で綴じてください。

② 提出日時及び提出場所

※看護小規模多機能型居宅介護事業所

提出日時：令和 7 年 1 月 7 日（火）から令和 7 年 1 月 31 日（金）まで
平日の 8：30～17：00

提出場所：大月市役所 第2庁舎1階
市民生活部福祉介護課 介護保険担当
TEL 0554-23-8035

※ 電話連絡のうえ、来庁し提出してください。郵送による受付はいたしません。

8 補助金交付について

事業所の整備について、大月市の補助金等の活用を希望する事業者については、選定の審査と併せて補助対象の審査を行いますので、別途必要書類を提出していただく場合があります。また、補助金交付の決定後に事業所等の準備に着手していただくことになります。

なお、申請を行っても必ずしも申請が採択されるとは限りませんので、資金計画については補助金を見込まないで作成してください。採択された場合は、県から市へ交付される金額の範囲内において助成いたします。

9 応募に際しての留意事項等

- (1) 応募にあたっては、「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」及び関係法令を遵守するとともに、建築基準法、消防法等の担当課と協議してください。
- (2) 応募状況等により、要項を変更する場合があります。

10 公募スケジュール

看護小規模多機能型居宅介護事業所

令和7年1月

地域密着型サービスの事業者募集
(広報誌及びホームページにて周知)

令和7年2月

選定委員による事業者選定

令和7年3月

地域密着型サービス運営委員会開催
(選定委員の審査結果により、運営委員会の意見を聴取する。)

令和7年3月

事業者の決定

(補助金を申請する場合)

令和8年4月

令和8年4月～7月

補助金の内示及び交付決定

※補助金を財源利用する事業者は、内示を受けてから請負業者との契約締結等を行い、交付決定後に工事着手。(ただし、市単独の補助金は、ありません)

1 2 問合せ先

大月市市民生活部 福祉介護課 介護保険担当

〒401-8601

大月市大月二丁目6-20

TEL 0554-23-8035

FAX 0554-22-6422

E-mail fukushi-19206@city.otsuki.lg.jp